

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則 1 福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則
- 7 福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県人事委員会
- 8 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 8 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

規則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則及び福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十六号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。）を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
1 及び 2 附則 (略)	1 及び 2 附則 (略)

別表第二（第二条関係）

区分	対象	対象市町村
公共施設等整備事業	略	略
準過疎地域振興事業	略	令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法

3 合併市町村（旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村及び別表第二公共施設等整備事業の部準過疎地域振興事業の項に規定する市町村を除く。）であつて、合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。）に別表第二公共施設等整備事業の部準過疎地域振興事業の項に該当する市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。以下「旧準過疎市町村」という。）が含まれるものについては、当該合併市町村が旧準過疎市町村の区域に係る準過疎地域持続的発展計画を策定し、当該計画に基づいて旧準過疎市町村の区域において別表第一公共施設等整備事業の部準過疎地域振興事業の項に規定する貸付対象事業を実施する場合に限り、別表第二の規定にかかわらず、第二条第一項の公共施設等整備事業に係る資金の貸付対象市町村とみなす。

別表第二（第二条関係）

区分	対象	対象市町村
公共施設等整備事業	略	略
準過疎地域振興事業	略	次の各号のいずれかに該当する町村のうち、準過疎地域自立促進

3 合併市町村（過疎地域自立促進特別措置法（平成十一年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村及び別表第二公共施設等整備事業の部準過疎地域振興事業の項に規定する準過疎地域振興事業対象町村を除く。）であつて、合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。）に別表第二公共施設等整備事業の部準過疎地域振興事業の項各号のいずれかに該当する市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた町村を含む。以下「旧準過疎町村」という。）が含まれるものについては、当該合併市町村が旧準過疎町村の区域に係る準過疎地域自立促進計画を策定し、当該計画に基づいて旧準過疎町村の区域において別表第一公共施設等整備事業の部準過疎地域振興事業の項に規定する貸付対象事業を実施する場合に限り、別表第二の規定にかかわらず、第二条第一項の公共施設等整備事業に係る資金の貸付対象市町村とみなす。

業

第二条第一項の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。）第二十九条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村以外の市町村であつて、準過疎地域持続的発展計画（知事が別に定める方法により市町村が策定した準過疎地域における持続的な発展に関する計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいて別表第一に規定する準過疎地域振興事業を実施する市町村

業

進計画（知事が別に定める方法により町村が策定した準過疎地域における自立の促進に関する計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいて別表第一に規定する準過疎地域振興事業を実施する町村（過疎地域自立促進特別措置法第二十九条第一項に規定する過疎地域をその区域とする町村を除く。以下「準過疎地域振興事業対象町村」という。）

一 平成十年年度の財力指数（地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基礎財政需要額で除して得た数値で当該年度を含む過去三箇年度に係るものを合算したものの三分の

一の数値をいう。以下同じ。）が〇・四二以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村（特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。）

ア 昭和三十年の国勢調査の結果による人口と平成七年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率（以下この号において単に「人口減少率」という。）が〇・二五以上〇・三未満であること。

イ 人口減少率が〇・二以上〇・二五未満であり、かつ、平成七年の

国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十歳以上の人口の比率が〇・一九以上であること。
 ウ 人口減少率が〇・二以上〇・二五未満であり、かつ、平成七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一八以下であること。
 エ 昭和四十五年の国勢調査の結果による人口と平成七年の国勢調査の結果による人口とのより算定した人口減少率が〇・一六以上〇・二

一九未満であること。
 二 平成十二年度の財政力指数が〇・四二以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村(特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。)ア 昭和四十年の国勢調査の結果による人口と平成十二年の国勢調査の結果による人口とのより算定した人口減少率(以下この号において単に「人口減少率」という。)が〇・二五以上〇・三未満であること。
 イ 人口減少率が〇・二以上〇・二五未満であり、かつ、

平成十二年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・一九以上であること。

ウ 人口減少率が〇・二以上〇・二五未満であり、かつ、平成十二年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上十歳未満の人口の比率が〇・一八以下であること。

エ 昭和五十一年の国勢調査の結果による人口と平成十二年の国勢調査の結果による人口との差が人口減少率より算定した人口減少率が〇・一

三 平成二十四年度の財政力指数が〇・四九以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村(特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。)

ア 昭和四十一年の国勢調査の結果による人口と平成二十二年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率(以下この号において単に「人口減少率」という。)が〇・三二以上〇・三三未満であること。

イ 人口減少率が〇・二六以上〇・二八未満で

あり、かつ、平成二十二年の国勢調査の結果による人口に對する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・二九以上であること。

ウ 人口減少率が〇・二六以上〇・二八未満であり、かつ、平成二十二年の国勢調査の結果による人口に對する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一四以下であること。

エ 昭和六十年の国勢調査の結果による人口と平成二十二年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減

四 平成二十七年の財政力指数が〇・五以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村(特定市町村であつては、財政計画策定市町村である町村に限る。)

ア 昭和四十五年の国勢調査の結果による人口と平成二十七年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率(以下この号において単に「人口減少率」という。)が〇・三三以上〇・三三未満であること。

イ 人口減少率が〇・二六以上〇・

二七未満であり、かつ、平成二十七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・三五以上であること。

ウ 人口減少率が〇・二六以上〇・二七未満であり、かつ、平成二十七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一以下であること。

エ 平成二年の国勢調査の結果による人口と平成二十七年の国勢調査の結果による人口とにより算定し

略	略	略
---	---	---

様式第1号 (第5条関係) 第 号
年 月 日

福島県知事

(市町村長)

福島県市町村振興基金借入申請書
福島県市町村振興基金貸付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
- 様式第5号 (第10条関係) 第 号
年 月 日

福島県知事

(市町村長)

略	略	略
---	---	---

備考 この表に規定する数値(実質公債費比率を除く。)を算定する場合の端数処理については、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第一百七十五号)第三条の例による。

様式第1号 (第5条関係) 第 号
年 月 日

福島県知事

(市町村長)

福島県市町村振興基金借入申請書
福島県市町村振興基金貸付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
- 様式第5号 (第10条関係) 第 号
年 月 日

福島県知事

(市町村長)

印

福島県市町村振興基金繰上償還申請書
 福島県市町村振興基金貸付規則第10
 条第1項の規定により、下記のとおり
 申請します。

記

- 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 (略)
 - 6 (略)
 - 7 (略)
 - 8 (略)
- 様式第6号 (第12条関係)
- 第 年 月 日 号

福島県知事

(市町村長)

福島県市町村振興基金債務承継報告書
 (債務被承継市町村) から福島県市
 町村振興基金に係る債務を下記のと
 おり承継したので、福島県市町村振興基
 金貸付規則第12条第1項の規定により
 報告します。

記

- 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 (略)
- 様式第7号 (第12条関係)
- 第 年 月 日 号

福島県知事

福島県市町村振興基金繰上償還申請書
 福島県市町村振興基金貸付規則第10
 条第1項の規定により、下記のとおり
 申請します。

記

- 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 (略)
 - 6 (略)
 - 7 (略)
 - 8 (略)
- 様式第6号 (第12条関係)
- 第 年 月 日 号

福島県知事

(市町村長)

福島県市町村振興基金債務承継報告書
 (債務被承継市町村) から福島県市
 町村振興基金に係る債務を下記のと
 おり承継したので、福島県市町村振興基
 金貸付規則第12条第1項の規定により
 報告します。

記

- 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 (略)
- 様式第7号 (第12条関係)
- 第 年 月 日 号

福島県知事

債務被承継 (市町村長)
 債務承継 (市町村長)

債務被承継 (市町村長)
 債務承継 (市町村長)

記

福島県市町村振興基金債務承継承認
 申請書
 福島県市町村振興基金に係る債務を
 下記のとおり債務の引受けにより承継
 することとしたので、福島県市町村振
 興基金貸付規則第12条第2項の規定に
 より承認願いたく申請します。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

福島県市町村振興基金債務承継承認
 申請書
 福島県市町村振興基金に係る債務を
 下記のとおり債務の引受けにより承継
 することとしたので、福島県市町村振
 興基金貸付規則第12条第2項の規定に
 より承認願いたく申請します。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村財政課)

福島県規則第五十七号

福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

福島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福島県規則第九十四号)の一部を次
 のように改正する。

第四条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

様式第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に、「日本工業規格」を「日本産
 業規格」に改める。

様式第三号から様式第十六号まで及び様式第十八号から様式第二十五号までの規定中
 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定非営利活動促進法施行
 細則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号から様式第十六号及び様式第十八
 号から様式第二十五号までの規定による申請書等は、改正後の福島県特定非営利活動
 促進法施行細則様式第一号から様式第十六号及び様式第十八号から様式第二十五号ま
 での規定による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、

所要の調整をして使用することができる。

(文化振興課)

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第九号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「出納局長」を「出納局長 風評・風化戦略担当理事」に、「知事公室長 風評・風化対策監」を「知事公室長」に、「博物館 館長 副館長 事務長」を「博物館 館長 副館長 事務長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「危機管理監」の下に、「風評・風化戦略担当理事」を加える。

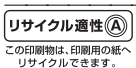
別表第二知事部局の本庁機関の項中「第二十二条の三に規定する風評・風化対策監、第二十二条の四」を「第二十二条の三」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の四」に、「第二十二条の六」を「第二十二条の五」に、「第二十二条の七」を「第二十二条の六」に改め、「復興住宅担当課長」の下に「並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（令和三年福島県規則第五十二号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の三に規定する風評・風化対策監及び第二十三條に規定する復興推進本部担当課長」を加え、同表教育委員会（教育庁を除く。）の項中、「福島県自然の家組織規則（平成

二十一年福島県教育委員会規則第九号）第二条第一項に規定する所長」を削り、「第四条一項に規定する所長」を「第四条第一項に規定する所長並びに福島県自然の家規則を廃止する規則（令和三年福島県教育委員会規則第十一号）による廃止前の福島県自然の家組織規則第二条第一項に規定する所長」に改め、同表企業局の項中「並びに」の次に「福島県企業局組織規程の一部を改正する規程（令和三年福島県企業局管理規程第一号）による改正前の福島県企業局組織規程」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行所 株式会社 印刷所 株式会社